

エコ農業茨城推進基本計画

～エコで育む，健康・環境・食の安全～

平成20年3月

茨 城 県

目 次

策定の趣旨，期間	1
計画の趣旨	
計画の性格と役割	
計画の構成と期間	
第1 本県の農業農村における環境保全上の課題と必要性	1
第2 計画の基本方向と目指すべき本県農業農村の姿	2
1 基本方向	
2 目指すべき本県農業農村の姿	
第3 展開方向	2
1 エコ農業茨城の展開の仕組み	
2 地域評価認定制度における地区モデルの内容と要件	
3 エコ農業茨城環境規範	
4 エコ農業茨城協定	
第4 全県的展開に向けた具体的施策	5
1 エコ農業茨城推進施策	
2 地区活動ステップアップ施策	
3 農業・農村・農産物イメージアップ施策	
(1) いばらきエコ農産物の販売促進	
(2) 農業農村のイメージアップ	
(エコ農業茨城の展開と施策の関連イメージ図)	8
第5 推進体制	9
第6 エコ農業茨城の成果目標	10

策定の趣旨，期間

計画の趣旨

茨城農業改革の進展期における重要課題として，農村の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地区ぐるみで一体的に進めるエコ農業茨城を全県的に推進するため，「エコ農業茨城構想専門委員会提言」や「いばらき農業改革支援会議」，「茨城県農政審議会」等の意見を踏まえ，エコ農業茨城の方向及び仕組み，取り組むべき事項を具体化し，エコ農業茨城を着実に，総合的・計画的に進めるための計画として「エコ農業茨城推進基本計画」を策定します。

計画の性格と役割

この計画は，農業者をはじめ，本県農業農村の振興や農村の環境保全に携わる様々な人達が一体となり，エコ農業を全県的に推進するため，基本的な方向と具体的施策を明らかにするものです。

計画の構成と期間

この計画は，「第1 本県の農業農村における環境保全上の課題と必要性」，「第2 計画の基本方向と目指すべき本県農業農村の姿」，「第3 展開方向」，「第4 全県的展開に向けた具体的施策」，「第5 推進体制」，「第6 エコ農業茨城の成果目標」の各項で構成し，平成20年度を初年度とする5ヵ年間の具体的な施策を示しています。

第1 本県の農業農村における環境保全上の課題と必要性

国の内外，県の内外を問わず，消費者への良質で安心できる食料の安定的な供給に対する期待に加え，農村の優れた環境・景観等農業農村の持つ多面的機能に対する関心が高まっています。

一方，農業農村においては，担い手の高齢化により，農業用水，農地等の保全管理が困難になっています。加えて，農薬や肥料の不適切な使用，基盤整備における水域生態系の分断等により，農地の地力低下や生物多様性の減退等が顕在化しています。

また，環境にやさしい営農活動は労力が増加するにもかかわらず，収量の不安定さや外観品質の低下による商品価値の下落等，生産費に見合うだけの収益の確保が難しいことから，それらの取組は一部の農家にとどまり，面的な広がりになっていません。

さらに，本県をはじめとする首都圏の工業，農業，生活用水等の重要な水源となっている霞ヶ浦においては，各分野で水質保全策が講じられているものの，その水質改善は進んでいません。

また，全国有数の規模で，豊かな農村景観を形成する平地林等の林野は，農業生

産においても重要な役割の一端を担ってきましたが、高齢化や利用の低下によって、荒廃が進んでいます。

こうした状況のまま推移すると、全国有数の農業生産を誇る本県は、食料生産基地としての責務が果たせなくなり、豊かで美しい本県の農村の魅力を発信できなくなるおそれがあります。

このため、これらの農業と環境を取り巻く様々な課題を解決するため、エコ農業茨城を全県的に展開することが必要となっています。

第2 計画の基本方向と目指すべき本県農業農村の姿

1 基本方向

以下の2つの基本方向に基づき、エコ農業茨城を全県的に展開していきます。

農村における環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地区ぐるみで一体的に進める「エコ農業茨城」の全県的な展開

○県内外に向けて、エコ農業茨城の取組や農産物を情報発信することによる茨城農業・農村・農産物の良好なイメージの醸成

2 目指すべき本県農業農村の姿

本県農業を今後とも持続的に発展させるためには、以下の3つをエコ農業茨城が目指すべき本県農業農村の姿として推進します。

良好な生産基盤による良質で安心できる農産物の持続的な供給

②霞ヶ浦等水域の水質改善

③平地林等が保全され、生態系に恵まれた、豊かで美しい農村環境の創出と活用

第3 展開方向

1 エコ農業茨城の展開の仕組み

エコ農業茨城の取組を点から面に拡大し、全県的に展開するため、以下のような取組を推進します。

(1) 総点検活動の推進

エコ農業茨城の取組に当たっては、まず、集落等を基本単位として、集落営農組織や転作組合等既存の地区組織を活用した活動組織を結成し、地区の水路や農道等農業用施設の状況や平地林や里山、遊休農地等の状況を把握し、地区に賦存する資源、栽培方式等について、地区ぐるみで話し合いを行う等、地区の環境保全に向けた総点検活動を推進します。

(2) エコ農業茨城協定の締結と取組の推進

地区の総点検活動を踏まえ、エコ農業茨城環境規範の遵守を基本とした活動組織と市町村長とのエコ農業茨城への取組宣言等を盛り込んだエコ農業茨城協定の締結及び地区の環境保全に向けた取組を推進します。

(3) 地区評価認定制度

エコ農業に取り組もうとする地区の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を、取組の度合いに応じて、「エコ農業開始地区」、「エコ農業展開地区」、「エコ農業優良地区」の三段階に評価・認定する地区評価認定制度を創設し、認定します。認定に当たっては、第三者による認定審査委員会を設け、客観的な審査を通じて、認定を行います。

(4) 地区の取組への支援

各地区の取組をより高度化（開始地区から展開地区、展開地区から優良地区へのステップアップ）させ、面的な拡大を図るため、地区の取組段階に応じ、国の農地・水・環境保全向上対策や、県独自の方策等の体系的・集中的な支援を講じていきます。

(5) エコ農業茨城の情報発信

エコ農業茨城を通じて本県農業・農村・農産物の良好なイメージを醸成するために、県内外に向け、あらゆる機会を活用してエコ農業茨城の趣旨や地区の取組が理解されるよう情報発信を行います。また、新たに「いばらきエコ農産物」として認証する制度の創設等を行いながら、消費者や外食産業・量販店等の食品関連業者に向けて、販売促進を図ります。

さらに、地区で行われる環境保全活動へ、民間企業やNPO等の参画を促し、全県的な運動として展開していきます。

2 地区評価認定制度における地区モデルの内容と要件

地区評価認定制度における地区モデルは以下の「エコ農業開始地区」、「エコ農業展開地区」、「エコ農業優良地区」とします。認定は、以下の要件を踏まえながら、第三者による認定審査委員会による客観的な審査を通じて、認定します。

地区モデル	モデルの内容	要件												
エコ農業開始地区	地区の資源や環境を保全する活動とあわせて、土づくりや効果的な施肥等に地区ぐるみで取り組む地区	次の①～④のすべてを満たしていること ①活動組織の結成 地区内の販売農家の概ね2/3以上が参画 ③市町村長とエコ農業茨城協定の締結 ④参画する農業者のエコ農業茨城環境規範の遵守												
エコ農業展開地区	開始地区の要件を満たしたうえで、さらに環境にやさしい営農活動等に取り組む地区	開始地区において、活動組織に参画する農業者が以下の取組の中から1つ以上実施していること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培の実施</td> <td>平地林・里山の下草刈り・間伐などの実施</td> </tr> <tr> <td>不耕起・冬期湛水の実施</td> <td>特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施</td> </tr> <tr> <td>家畜排せつ物処理施設の高度化(恒久施設化)</td> <td>エコ農業体験ツアーの開催</td> </tr> <tr> <td>たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成</td> <td>魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保</td> </tr> <tr> <td>たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け</td> <td>循環かんがいの実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組		化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培の実施	平地林・里山の下草刈り・間伐などの実施	不耕起・冬期湛水の実施	特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施	家畜排せつ物処理施設の高度化(恒久施設化)	エコ農業体験ツアーの開催	たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成	魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保	たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け	循環かんがいの実施
取組														
化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培の実施	平地林・里山の下草刈り・間伐などの実施													
不耕起・冬期湛水の実施	特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施													
家畜排せつ物処理施設の高度化(恒久施設化)	エコ農業体験ツアーの開催													
たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成	魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保													
たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け	循環かんがいの実施													
エコ農業優良地区	展開地区での活動をさらに発展させ、他の地区の模範となるような活動に取り組む地区	次の①、②のいずれかを満たしていること 展開地区において、以下の目指す方向から1つ選び、必須項目を1つ以上実施するとともに、ほかの目指す方向や選択項目から実施し、2つ以上実施すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目指す方向</th> <th>必須項目</th> <th>選択項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域資源循環</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜排せつ物処理施設の高度化 ○ たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け ○ 水質モニタリング </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成 ○ 生ゴミ、落ち葉等のたい肥化及び利用 </td> </tr> <tr> <td>都市農村交流</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備された環境を活用したエコ農業体験ツアー等の開催 ○ エコ農業体験農園の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環かんがいの実施 ○ 平地林・里山の下草刈りや間伐などの実施 ○ 特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施 </td> </tr> <tr> <td>生物資源保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培 ○ たい肥の適正使用 ○ 生物モニタリング </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不耕起、冬期湛水の実施 ○ 魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>②この他、認定審査委員会で認められる活動を実施すること</p>	目指す方向	必須項目	選択項目	地域資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜排せつ物処理施設の高度化 ○ たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け ○ 水質モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成 ○ 生ゴミ、落ち葉等のたい肥化及び利用 	都市農村交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備された環境を活用したエコ農業体験ツアー等の開催 ○ エコ農業体験農園の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環かんがいの実施 ○ 平地林・里山の下草刈りや間伐などの実施 ○ 特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施 	生物資源保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培 ○ たい肥の適正使用 ○ 生物モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不耕起、冬期湛水の実施 ○ 魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保等
目指す方向	必須項目	選択項目												
地域資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜排せつ物処理施設の高度化 ○ たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け ○ 水質モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成 ○ 生ゴミ、落ち葉等のたい肥化及び利用 												
都市農村交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備された環境を活用したエコ農業体験ツアー等の開催 ○ エコ農業体験農園の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環かんがいの実施 ○ 平地林・里山の下草刈りや間伐などの実施 ○ 特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施 												
生物資源保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培 ○ たい肥の適正使用 ○ 生物モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不耕起、冬期湛水の実施 ○ 魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保等 												

3 エコ農業茨城環境規範

エコ農業茨城の基本方向に沿って、農業者が環境にやさしい農業生産活動に向けて自らが最低限取り組むべき事項として、県が定める「エコ農業茨城環境規範」（以下、県規範）の実践をエコ農業茨城のスタートとして位置づけ、エコ農業開始地区の要件とします。

エコ農業茨城を推進するに当たり、参画する農業者（県規範の実践者）に対して各種支援策を講じていきます。また、平成20年度から県規範の実践を県農林水産部が所管する事業に対し、積極的に要件化していきます(クロスコンプライアンス)。

※クロスコンプライアンス：ある施策による支払いについて、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法。

4 エコ農業茨城協定

エコ農業茨城協定は、地区ぐるみで実施する環境保全活動等のエコ農業茨城への取組とその活動に対する市町村の支援等について、活動組織と市町村長との間で取り交わす合意書であり、エコ農業茨城への取組宣言とするものです。

第4 全県的な展開に向けた具体的施策

この計画では、エコ農業茨城の全県的な展開に向けた具体的施策は、大きく3つの柱から成り立っています。県全体に推進する「1 エコ農業茨城推進施策」、地区毎の取組を支援する「2 地区活動ステップアップ支援策」、エコ農業茨城の取組やそこで生産される農産物を県内外にPRする「3 農業・農村・農産物イメージアップ施策」の3つです。これらを一体的に推進することで、エコ農業茨城の全県的な展開を図ります。

1 エコ農業茨城推進施策

【施策の方向】

県内の全農村集落を対象として、エコ農業茨城の趣旨や仕組みの周知徹底を図るとともに、地域の農村環境の問題、栽培の方式等についての点検活動と、課題解決に向けた地域ぐるみの取組を推進します。

取組の推進に当たっては、エコ農業茨城の担い手としてエコファーマーの認定拡大を図るとともに、有機栽培や化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減する栽培技術指導の強化を図ります。

また、エコ農業茨城に取り組む地域をその取組度合いに応じて認定し、活動の高度化を図ります。

【具体的施策】

- ①全県的な展開とするため、推進ビデオ、パンフレット等を作成し、農業者等に対してエコ農業茨城の趣旨や仕組みの周知徹底を図ります。
既存の組織を活用して、地区の環境保全活動に取り組む活動組織を育成します。
エコ農業茨城の担い手としてエコファーマーを位置づけ、土壌診断に基づく栽培技術等の指導やチラシ等による普及啓発等により、その認定拡大を図ります。
- 化学肥料及び化学合成農薬を慣行の5割以上削減する栽培技術指針を策定し、環境にやさしい営農活動の技術指導を強化します。
- ⑤有機農業の推進計画を策定して、有機農業を推進します。
エコ農業茨城の取組度合いに応じて地区を評価する地区評価認定制度を創設して、第三者による認定審査委員会を設置し、客観的な審査を通じて、認定します。

2 地区活動ステップアップ施策

【施策の方向】

エコ農業茨城に取り組んだ地区に対しては、平地林や里山の下草刈り等地区の環境保全活動への支援や、化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した環境にやさしい営農活動への支援等、各種施策の体系的・集中的な支援を通して、各地区の環境保全に向けた活動や取組のステップアップ等を図り、農村の環境保全や持続的な農業生産が実現できるよう支援します。

【具体的方策】

- ①点的な取組を面的に拡大するため、化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した環境にやさしい営農活動の生産費の掛かり増し経費に対して支援を行います。
- ②霞ヶ浦流域においてレンコンの化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減し、あわせて総窒素量を削減する栽培のモデル実証を行います。
- ③たい肥を利用した飼料用稲等の作付け及び利用の拡大や水田放牧等、農業の持つ物質循環機能を活用・促進する活動を支援します。
霞ヶ浦流域において、農業排水の汚濁負荷削減を目的とした循環かんがいシステムの構築を行うとともに、遊休農地を活用した水質浄化のための「浄化水田」の実証を行います。
- ⑤畜産からの環境負荷削減を図るため、家畜排せつ物処理の高度化や、たい肥の広域流通等を促進します。
- ⑥平地林や里山等の適正な管理・利用を支援します。
- ⑦遊休農地等を活用して、農村景観の向上につながるナタネやヒマワリ等の油糧作物の作付けとその利用を推進します。

3 農業・農村・農産物イメージアップ施策

(1) いばらきエコ農産物の販売促進

【施策の方向】

地区の環境保全活動に加え、化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減して栽培された農産物に対しては、県が「いばらきエコ農産物」として認証し、県内外の消費者や、市場、外食・中食産業、量販店等に向けた効果的な情報発信を行って、販売促進を図ります。

【具体的施策】

エコ農業茨城を通じて生産された農産物の差別化を図るため「いばらきエコ農産物」を認証する制度を創設します。

②ロゴマークの添付や農産物を使った料理の紹介等、販売方法を工夫して「いばらきエコ農産物」の認知度を高めます。

③市場、外食・中食産業、量販店等の食品関連事業者へ「いばらきエコ農産物」に関する情報を発信するとともに、食品関連事業者との積極的な連携を図ります。

④イベント等の様々な機会をとらえ、多くの消費者や食品関連事業者に情報発信するとともに、フードウェーブ等の商談会において、販売促進を図ります。

⑤いばらき農産物ネットカタログを活用して「いばらきエコ農産物」のPRを行います。

地産地消を推進するため、直売所等での「いばらきエコ農産物」の販売促進を行います。

(2) 農業農村のイメージアップ

【施策の方向】

県内各地での取組や成果を県内外に積極的に情報発信します。また、民間企業、NPO等の参画を促進することにより、取組地区の環境保全活動の促進や本県農業農村の個性や魅力等について効果的な情報発信を行い、良好なイメージの醸成を図ります。

【具体的施策】

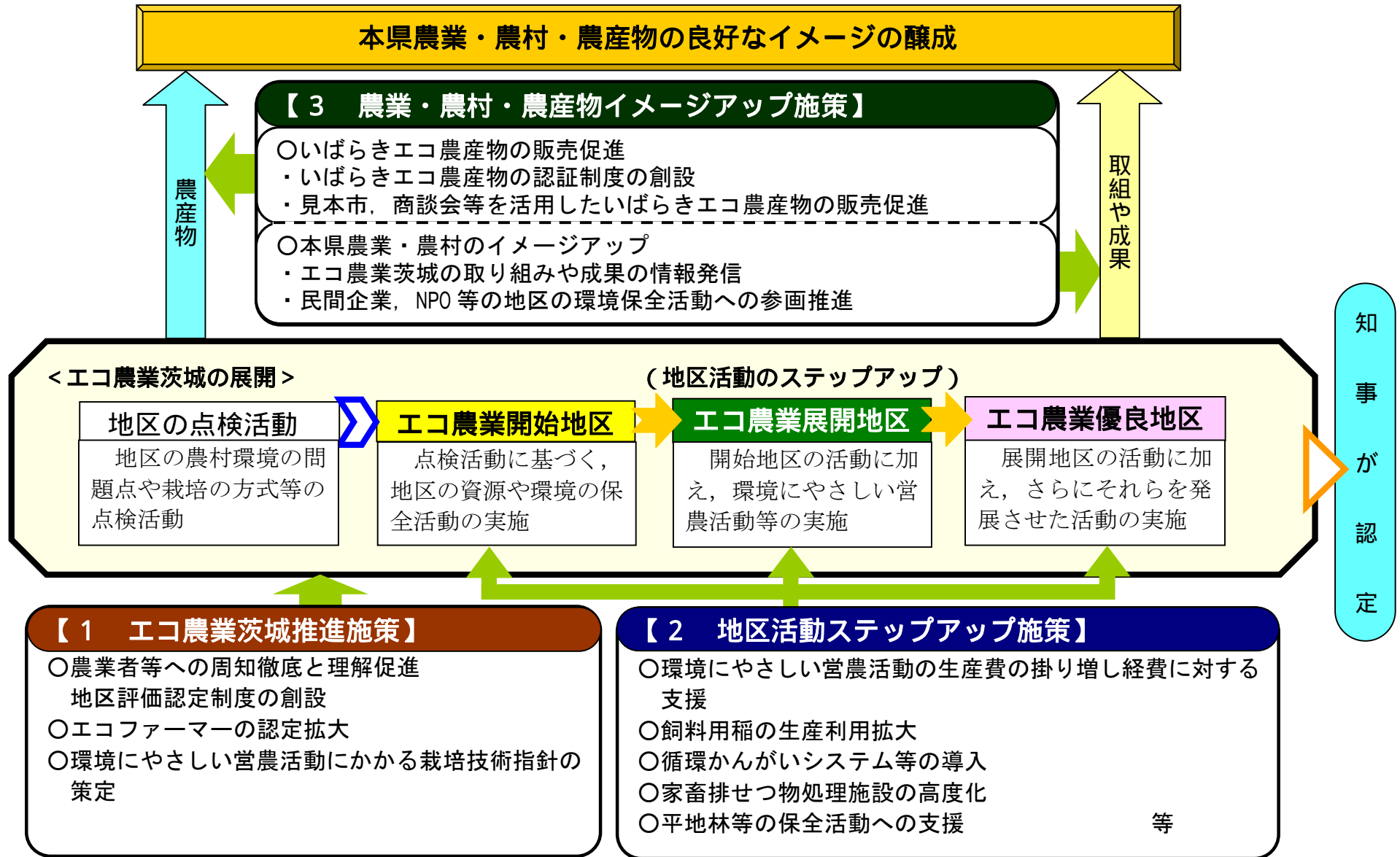
①各地区での取組や成果を雑誌等、様々な媒体を使って情報発信するとともに、イベント等あらゆる機会をとらえた情報発信を行います。

地区の取組状況を「エコ農業茨城マップ」としてまとめ、情報発信します。

③環境保全活動の内容を充実させ持続的なものとするため、民間企業、NPO等幅広い主体の参画を促すとともに、参画する民間企業、NPO等の情報発信機能を活かして効果的な情報発信に努めます。

食農教育や環境教育等を通じて、エコ農業茨城の取組について県民の理解促進に努めます。

エコ農業茨城の展開と施策の関連イメージ図



第5 推進体制

エコ農業茨城の全県的推進に当たっては、県に設置している農業改革推進本部を通じ、農業者、行政、関係団体等様々な主体が自らの役割を踏まえつつ、互いに連携し、さらに、民間企業、NPO等と協力しながら、一丸となってエコ農業茨城の実現を目指します。

地域農業の振興や地域づくりを推進する観点から、農業者や住民と密接な関係を持つ市町村や農業団体には、現地でのエコ農業茨城の積極的な推進役としての役割を期待します。

<農業者、農業者組織の役割>

地区の環境や各自が行っている栽培方法について点検活動を行い、各地区においてエコ農業茨城に主体的に取り組むことを期待します。

<消費者、消費者団体、都市住民の役割>

エコ農業茨城に関する理解を深めてもらい、「いばらきエコ農産物」を積極的に購入して頂くとともに交流活動への参加を期待します。

<NPOの役割>

地区のエコ農業茨城の活動に積極的に参画し、水質保全、生物多様性保全等の知識やノウハウを活用し、地区における環境保全活動の質の向上に連携協力することを期待します。

<市場、外食・中食産業、量販店等、食品関連事業者の役割>

「いばらきエコ農産物」を取り扱ってもらうとともに、取引先や消費者に向けてエコ農業茨城に関わる様々な情報を伝達してもらうことを期待します。

<民間企業の役割>

エコ農業茨城を支援するとともに、地区で行われる交流活動や環境保全活動等への参画・協力を通して、地区活動への知識・技術の利活用等による貢献とその情報を伝達してもらうことを期待します。

<農業団体の役割>

地域の農業農村の振興に携わる主導的な機関として、エコ農業茨城への取組の推進や環境にやさしい営農活動への指導に加え、地区のエコ農業茨城の取組のPRや生産された農産物の販路確保を期待します。

<市町村の役割>

地域農業農村の活性化に直接関わる機関として、エコ農業茨城の地域の推進役を担い、地域においてエコ農業茨城が展開されるよう積極的な働きかけや支援を行うとともに、地区活動組織と関係団体との橋渡し役等を期待します。

< 県の役割 >

目標達成に向け、農林水産部、生活環境部、教育庁等関係部局が相互に連携し、効果的な事業展開とあわせて、各関係者、関係機関と協力して地区の「エコ農業茨城」の取組が開始・実行され、ステップアップしてゆくよう、生産現場における指導・支援を行います。

第6 エコ農業茨城の成果目標

エコ農業茨城を具体的かつ着実に推進するための指標として、以下の目標水準を設定します。

目標水準項目		現況 (H19)	目標水準 (H24)	目標水準の示すもの
エコファーマーの認定者数		5,979 人	20,000 人	エコ農業茨城の担い手の数
エコ農業茨城に取組む農村集落数		—	2,000 集落	エコ農業茨城の進捗状況
化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減した環境にやさしい営農活動実施面積		1,902ha	5,000ha	環境にやさしい営農活動の推進状況
飼料用稲の作付け面積		250ha	500ha	水田における地域資源循環の推進状況
家畜排せつ物たい肥化施設の整備		1,580 箇所	1,835 箇所	恒久処理施設の推進状況
循環かんがいの実施面積		—	1,500ha	霞ヶ浦への農業排水対策の推進状況
参考	化学合成農薬使用量	7.6kg/10a	5.4kg/10a	減化学合成農薬の推進状況
	化学肥料使用量（窒素）	6.1kg/10a	5.1kg/10a	減化学肥料の推進状況